

見るか、そういう問題が両方面から見合いまして、九十二億という予算金額を考えますと、その睨み合せをつけておりますので、私どものほうも漫然と日を延ばしているわけではありませんが、施設区域の決定なども睨み合せなければならない関係上ちょっとしたことははつきりお答えしかねるのであります。繰返して申上げますが、できるだけ早い機会にまとめてみたいといふので折角やつてあるわけであります。

働くところの仕事以上の経費がかかるということも予想されるわけであります。若し平常働くよりも安い経費で収入が多ければそちらのほうが本業にならぬわけでありまして、本体の海面を制限されたために他の海面を行つて仕事をする、或いは他の漁法を以てその仕事のできない期間を働くということになりますと通常の経費がかかることが予想されるわけであります。従つてそうして得た所得といふものは経費を差引いてプラスになれば結構でありますか、それは我々としても期待ができない、従つてそこで所得に対する何%といふものを補償するということになりますところの所得といふものに対しては非常につらいことになりますので、大体この経済安定本部などで従来策定せられておりますところの所得といふものに対しては非常につらいことになりますので、そこで更に他方面でその制限された期間を他の方面で働くという場合に挙げられた収入がそれは差引いてもいいけれどもその何%というようなことになりますと今まで困つて来る。成るほど九十二億円というような制限もあるかと思いますが、漁業者の特定のもののみにこの犠牲を強いるということは当を得た措置ではないと考えますので、そういう点について私どもは大蔵省当局の見解を十分質しておかないと漁業者に対して非常な苛酷な制限になりはしないか、こういうことを憂えての質問であります。そういう点でまるつきり見当が付かないものであるか、およそこういう考え方で行きたいという御見解もわからぬのでござりますか。

のでありまするが、操業はいたしてゐる
操業をいたしておりますが、いわば要領の悪い
收入でありますても所得になります割
合といふのは從来とは違うのだとい
うような点につきましては從来から大
体安定本部その他の調べております割
ところの所得率四二%というものに対し
まして、これは三八%というふうに引下
げまして其華年度は四二%の所得とし
て計算をし、補償いたしまする年度は
三八%であるという計算をいたしてい
るわけであります。この数字自身は或い
は検討に値するものであるかも知れ
ませんが、目下のところその点につき
ましては争いをいたしているわけでは
ございません。先ほど率を申上げなか
つたのであります。私どもはかくして
出まする所得に対しまして、御承知の
ように同じような進駐軍の将兵の行動
によります、行為によりまする障害で
ありますとかといふような場合におき
まして見ております毎日の収入に対し
まず補償割合、いわゆる休業補償に當
りますが、そういうようなものとの
関連からいたしまして六割ということ
でどうであろうかといふお話をいたし
ているわけであります。この六割とい
う考え方は失業保険におきまして御
承知のように標準報酬に対し六割收
入がありました場合には八割まで見る
休業補償というのも大体六割といふ線
になつておるわけであります。休業の
場合に見まする考え方は大体六割とい
う線が從来確立せられておつたのに近
いものと思うのであります。この法律

以前におきまして事実上見舞金的に適用いたしましたのは以上のよう筋合からやつておるわけでござりますが、今度は多少考え方が違いまして通常生すべき損失というような見方をいたします場合におきまして今申上げたような見方から六割という数字でよろしいかどうかということにつきまして目下農林省あたりと相談をいたしております次第でございます。

には勿論その利益というものを初めに算定した所 得から引いて影響ないのであります。ただ六割を支給して打切つてしまふということについては私はどもとしては業態の性質上どうしてもこれは承知できない。かように考へるので、私どもはこの数字的にもはつきりしたことを探して聞いておきたいと、我々もこの審議が進まない恰好になりますから早急にこれを当局同士で相談をしてきめて頂くように行かんものでしようか。

○秋山俊一郎君 私は先ほどの六割という問題につきまして、もう一応我々の考え方を申上げておきたいと思いますが、失業保険等においての六割といふものは、その個人一人の所得に関する問題でありますけれども、漁業はたつた一人でやる場合もありますけれども、多くは使用者を使つております。その使用者を遊ばして、所得だけを以て賄うということは到底できないのでありますから、それらのものを賄つて行くためには何らかの活動をしなければならん。そういう関係がありますので、単に通常の僱給者の失業保険の率を適用するということは私は当らないのじやないか、こういうふうに考えるわけです。従つてさような漁業の経営をしている者に対して失業保険の方式を当てはめるということは、どうも我々は納得が行かない。その点を十分認識しておいて頂きたい。

いたしまして從来六割といやり方であります。ただそなへ
やつておつたのであります。ただそなへがこの場合に当りますて適當であるか
どうかということにつきましては、日本農林省と検討いたしておるわけではな
ります。そういうふうに御承知を願ひます。

の御質問は極めて重要な問題でありヰヤーとして、業者一般の非常な関心を持つておる問題であります。それでこの国会の開会中に、この辺の問題について大臣と農林省と十分お話し合いを願つて、そして本委員会に御報告願いたいと思います。他に御質問がなければこの法案は後日に譲ります。

○説明員(泰治清一君) 省令案は、実現する必要のないものだと思うのですが、この場合、省令案ができましたら、必ず委員会に下して頂きたい。

○秋山俊一郎君 省令は国会の承認を得る必要がありますが、この場合、省令案ができましたら、省令案を下すに至るに至ります。

○説明員(泰治清一君) 省令案は、実現する必要のないものだと思うのですが、この場合、省令案ができましたら、省令案を下すに至るに至ります。

きは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならない。この場合において、契約金額が乗組員の給与月額の合計額をこえることとなるときは、第七条の規定にかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六条第二項の規定にかかる

いたしましたして從来六割というやり方でやつておつたのであります。ただそれがこの場合に当りまして適當であるかどうかということにつきましては、下農林省と検討いたしておるわけでもあります。そういうふうに御承知を願います。

○秋山俊一郎君 私はこの問題についてはまだ納得が行かないのです、もう少しが検討させて頂きます。

○千田正君 さつき次長さんのお話によると、人件六〇%という補償の問題でありましたが、これが所有者産の全損のような場合もそういうペーセンテージを補償の対象としてとらえますかどうか、その点を伺いたいと申します。

○政府委員(石原周夫君) 動産の例では損害をいたしたというような場合には、価格を、物の値段の八割を補償いたす建前になつております。今或いは附加えて御説明したほどの額を補償いたす建前になつておりま

す。今或いは附加えて御説明いたしまするが、休業賃、賃といふような場合に六割という率がとりますのは、その期間におきます労働というものが一応全然ゼロであつて、という見方をいたしますと、それに或る程度の価格を見ると申しますが、値打ちを見るところで六割という数字が出て来るというふうに考えておりま

す。

○千田正君 そうしますというと、へんの所有財産その他の損害の場合は、へんの損失という場合は、それは全損としてやる補償をされるというふうに承知してよろしいわけですか。

○政府委員(石原周夫君) よろしくさ

ざいます。

○委員長(木下辰雄君) 只今秋山委員

の御質問は極めて重要な問題でありヰヤーとして、業者一般の非常な関心を持つておる問題であります。それでこの国会の開会中に、この辺の問題について大臣と農林省と十分お話し合いを願つて、そして本委員会に御報告願いたいと思います。他に御質問がなければこの法案は後日に譲ります。

○説明員(泰治清一君) 省令案は、実現する必要のないものだと思うのですが、この場合、省令案ができましたら、必ず委員会に下して頂きたい。

○秋山俊一郎君 省令は国会の承認を得る必要がありますが、この場合、省令案ができましたら、省令案を下すに至るに至ります。

○説明員(泰治清一君) 省令案は、実現する必要のないものだと思うのですが、この場合、省令案ができましたら、省令案を下すに至るに至ります。

きは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならない。この場合において、契約金額が乗組員の給与月額の合計額をこえることとなるときは、第七条の規定にかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六条第二項の規定にかかる

の御質問は極めて重要な問題であります。それでこの国会において、そして、業者一般の非常な関心を持つておる問題であります。それでこの国会において、の開会中に、この辺の問題について太蔵省と農林省と十分お詰合いを願つて、そして本委員会に御報告願いたいと思います。他に御質問がなければこの法案は後日に譲ります。

○秋山俊一郎君 省令は国会の承認を得る必要のないものだと思うのですが、この場合、省令案ができましたら、必ず委員会に下して頂きたい。

○説明員(泰治清一君) 省令案は、実は今私どもの内部では検討中でござります。

○秋山俊一郎君 省令は国会の承認を得る必要のないものだと思うのですが、この場合、省令案ができましたら、必ず委員会に下して頂きたい。

○説明員(泰治清一君) 省令案は、実はもうそろそろできるのですか。水産当局に伺います。

きは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならない。この場合において、契約金額が乗組員の給与月額の合計額をこえることとなるときは、第七条の規定にかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六条第二項の規定にかかる

○秋山俊一郎君 省令は国会の承認を得る必要のないものだと思うのですが、この場合、省令案ができましたら一応委員会に示して頂きたい。

○委員長(木下辰雄君) ほかにありますか。それでは第五条に移ります。

○松浦清一君 第二項の「保険加入の申込は、漁船ごとに、当該乗組員の全員について」これを行うということなんですが、やはりその申込をする場合には、内容については省令で定めることとしようけれども、各人の氏名を記入して申込をすることになるのでござりますね。

○衆議院議員(田口長治郎君) 第一項の第一号、これだけのものを記載をして申込むことになりますから、各個人別にですが、全員の契約金額を内訳保険金額と称しまして、その合計額を出して内訳をきちんと明細に現わすというわけでございます。

○秋山俊一郎君 その点は第二号に書いてある通りに了解ができるのです。が、乗下船があつて、乗組員の部分が変る、変わった場合の手続の方法というのは、それもござりますか。

○衆議院議員(田口長治郎君) これは直ちに、この十五条を御覽になりますが、乗下船があつて、乗組員の部分が契約が成立した後ににおいて、乗組員の異動等により第五条第一項の申込書に記載した事項について変更があつたと

きは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならない。この場合において、契約金額が乗組員の給与月額の合計額をこえることとなるときは、第七条の規定にかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六条第二項の規定にかかる

きは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならない。この場合において、契約金額が乗組員の給与月額の合計額をこととなるときは、第七条の規定にかかるわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六条第二項の規定にかかるわらず、契約金額を乗組員の給与月額の合計額の百分の六十をこえる額まで増額しなければならない。」こういうようなことにしておるのであります。

○委員長(木下廣雄君) ほかにありますか。ほかにありませんければ第六条に移ります。

次は「契約金額」のことになります。

○秋山俊一郎君 この乗組員の給与月額ということがござりますが、この給与月額とすることについてはいろいろ意見もあつたようになっておりますが、これも抽象的には法文にあるようではありますけれども、大体どういうふうに計算することになつたのでありますでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○説明員(家治清一君) 第六条は、趣旨としましては、給与月額というものは、現在乗組員と事業主との間に結ばれているところの、ありのままの契約金額を対象にする、こういう考え方でございます。で、問題になりますのは歩合制であつて、歩留期間中に特別の定めがない場合はどうかと、こういうことが問題になることと考えますが、通常の場合は歩留期間中にどの程度歩くこととされるのがこの保険加入に先立つて乗組員とそれから事業主の間に契約せ

らることを予想しております。ただそれもない場合には、これは例えれば船員法或いは労働基準法等から、要するに少くともこの線は下つてはならない、という実体の規定がござりまするので、それが大体基準になる、それ以上であるということを予定しております。

○秋山俊一郎君 そうしますと、雇用関係が、今お話しになりましたように、労働基準法等について、不漁の場合、或いは休漁の場合等に最低保障額があるわけなんですが、そういうものが大体基準になる、こういうふうに考えてよいのですか。

○説明員(東治清一君) おつしやるようになります。歩合制については、船員法では、わゆる一定の額というのがございまして。それが要するに最低の基準になります。そういう考え方を持つております。

○委員長(木下辰夫君) ほかにありますか。

○松浦清一君 第七条の「内訳保険金額」の算定の方法なんですが、よくまあ見ればわかるのですけれども、簡単にわかりやすく言つて見ると、これはどういうふうに表現したらいいのですか。

○説明員(家治清一君) 第七条を極く常識的に見ますと、乗組員の給与月額合計額、ただそれは一〇〇%加入した場合はそろでございますが、六割入ったものはその合計額の六割である。こういうのを正確に書いたらこういふ表現になつたわけあります。

○委員長(木下辰雄君) それでは第八条に移ります。

○松浦清一君 第八条だけに限定して

加入の項目の第五条、第六条、第七条、第八条全般についてのはつきりした認識を持ちたいためにお伺いするのですが、この保険の被保険者といううのは、漁船に乗組んでおる船員なんですか、それともその人が乗つておる漁船と船員とを一緒にしたものをお伺いする者ということができるのですか。どちらですか。

○説明員(家治清一君) 保険契約者は事業主でございまして、生命保険なんかの例を取りますと、そこで言う被保険者というものは乗組員と考えております。ただこれは違いますのは、給与の支払をいたしております関係上、乗組員だけが被保険者であるということをはつきり言い切るのは困難かと思いますが。要するに受益者といふのは、乗組員、直接の受益は給与の支払を保険する保険契約者である事業主であります。ですが、実際上の受益者と言いますか、これは乗組員である。おつしやるようによつて何と言ひますか、この保険制度によつて利益を受ける。直接、間接どちらも含まつておる人は事業主を含め、乗組員も含まつておる、こういう関係であります。

○松浦清一君 そういたしますると、厳密にこれを解釈をして行くといふと、被保険者といふものは船員だけを切り離したものだけが被保険者じゃない、漁船といふ、その一つのものに乗り組んでおる船員、内容はそうであるけれども、結局第五条の第二項にありますように、申込が漁船ごとにですから、一つの漁船に船員が乗組んでおるその漁船と船員と一緒にしたもののが被保険者の対象である、こういうふうに

○衆議院議員(田口長治郎君) 一人二人ということはちょっと考えられないわけでありますね。その人が一人々々でなくこの船に乗つているという事実が一つあるのです。そうかと言つてその乗組員のA、B、C、この一人人々が当然被保険者になつてゐるわけなんですが、結局その人がこの船から下りた場合です、そのときはその瞬間にその被保険者という意味がなくなつてしまふ、そういう考え方なんであります。その代りに、代りに乗つた人、その人に直ぐ、何と言ひますか、保険の金を受取る権利は移る、こういう解釈でござります。

○松浦清一君 そうしますと保険の被保険者といつもののは漁船に乗つてしる船員といつものものを切離して考えるのじやなしに、一つの漁船に乗込んでいる船員だから、漁船ごとに加入するのだから漁船と船員と、受益する者は船員であるけれども、その人々被保険者じゃなく全体を総合してそれが被保険者である。こういう意味で解釈されるべきなのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) そういう解釈で私はいるわけであります。

○松浦清一君 そこで問題が一つ残るのですが、今現に抑留されている船員の給与は、支払えるところは雇傭契約が存続の状態に置かれておりますから支払つてゐる。それから給料は実際に一隻、二隻しかない船が抑留されて乗つておつた船がないのだから、経済上から言つて給料が支払えないといつてもあるわけありますから、こうい

うところからこの保険の必要ということが起つて来たわけであります。が、今抑留されている者が保険に加入しようとする場合に、現に漁船に乗つてないために保険に加入できない。こういう問題が起つて来ますが、そういう点がないという解釈でこれは進んでいるのではありません。

○松浦清一君 そうすると、水産庁の問題はこの保険では救済できないから、何か別途方法を講ずるよりほかに方法がないという解釈でこれは進んでいるのか。

○衆議院議員(田口長治郎君) その間過程において、これから先には抑留があるかないかわからんですね。実際問題として切実にこの保険の必要が迫つたということは、現に抑留されている者のうちに給料がもらえないという、そういう深刻な状態の中からこの保険の必要が起つて来たものであります。が、若しこの保険が適用できないということになれば、どのような方法で現在給料をもらえない者が保障されるかといふことは、今までの衆議院との話し合の経過においてどうしたことをお考へになつておられますか、一つお伺いしたいのであります。

○説明員(伊東正義君) 私からお答えいたします。その点につきましてはこまかに法律について田口議員と御相談いたしまして、一緒に我々も協力してお手伝いしたときに問題になつたのであります。が、結局この法律から行きますと、今田口議員のおつしやるようになります。が、救済規定がございません。それで過去の……拿捕になつたのでこの法律を作つたというお話、その通りなんで

ありますか、その分につきましては、まあ海賁組合のかたぐとも話合いをしたところがあるのでござりますけれども、そぞろにいうものについては何とか別途これと同じような趣旨の積立でも自主的にやつてもらつて、業者の仲間のかたぐで自主的にやつてもらうよりほかにならないのじやないか。こういうふうに我々は海員組合のかたぐと話したことはござりますが、農林省といいたしまして予算を計上してどうう形で救済するかということは今考えておりません。

○松浦清一君 今までにお考えになつていらつしやらないのでしょうかけれども、これからはお考えになれるでしょうか、どんなんのことでしようか。

○説明員(伊東正義君) その点今後過去の被拿捕船員についての対策をどうするということにして手を打つということは、今のところは考えておりません。又補正予算その他におきまして内閣相談はいたしておりますが、そういう問題について手を打つというようなことは、農林省の内部においては今考ておりません。

○千田正君 あとで出て来るかどうかわかりませんが、期間の問題で出て来ますると思いますが、前に給与の問題がおられますから聞きますが、抑留中死亡一例も継続するという前提をとつて、この場合のあれは別途に定めてありますか。

そういう特殊な措置を考えておりますので、従いまして若し船員保険法の対象になるようなかたの抑留中の死亡につきましては、これは船員保険法に基きます死亡手当が参るということになると思ひます。

○千田正君 続いて、若しも傷害を受けた場合には、傷病の手当はどういうふうになるのですか。

○説明員 家治清一君) 傷病も船員保

○千田正君 続いて、若しも傷害を受けた場合には、傷病の手当はどういうふうになるのですか。

○松浦清一君 今の船員保険の問題なんですが、下船をしておつても、船に乗船をしておらなくても船主との雇傭契約が存続している場合は、そうして給料が支払われている場合には保険は継続しているわけですね、それは問題ないのです、その点は……。一番問題になるのは、給料の支払われておらない船員は、もう保険の権利が喪失しているわけなんであります。船員保険でもカバーができないわけなんであります。そういうものが一番困る。又そういうものを何とか踏みしようじゃないかということが、この保険のでき上つた趣旨なんであります。これは何とかならないものですかね。水産庁どうですか。考えておらない、言い放しじやちよつと薄情ですよ。

帰されて船がないといふ場合の結果をも適用されるのですか。どうですか。
○衆議院議員(田口長治郎君) この如き留の事実があつた日から日本内地に回つて来たその日までという意味なのです。
○委員長(木下辰雄君) それでは日本内地へ帰つても船はない、併し雇用關係は続いている。船主は船がないために収入がない。併し何とかして、船をチャーターするか、或いは新造するか、或いは帰還を待つか、その間は船員は何ら保険の対象にはならんわけですね。
○衆議院議員(田口長治郎君) そうでござります。
○松浦清一君 ちよつとくどいようですが、もう一遍私は水産庁に一つ特にお願ひをしておきたいのですが、立派な事業主で、給料が払われておるといふ

すけれども、生活を保障するということができないならば、やはり海外に抑留されている人が送還されて、帰つて来たときの形と同じよう、接護方正面の援護の手が延ばせるように、何かその辺の手を打つて頂くように御配慮を願えれば結構だと思います。

○説明員(伊東正義君) 研究します。

○委員長(木下辰雄君) それではまあ研究するそうです。

○秋山俊一郎君 只今の問題ですが、抑留されている間は勿論雇用関係が続いている。日本に帰つて来た日からこの保険の対象から除かれて何にもならないことになる。併し今お話をあつたように、船主がしつかりした船主であつて給料が払える場合、或いは代船があつてあれば、或いは又船がなくても、その工面をする間は給料を払つておるという場合は問題ないが、もう船もな

受けない船員を、入ろうと思えば労災保険で救われるのじやないですか。労災保険に入つておるかすれば永久と行かんが、半年はどうかなるといふことであるので、その危険のある場合には、そのほうを水産庁あたりもそういう危険のあるものには勧奨して、安全性を保つたほうがいいのじやないかと思うのですが、水産庁の考えはどうでござりますか。

○千田正君 そうすれば、まあ保険になつたら、それでもし方がないといつたような見放しの状態で、こういうようないわゆる国際事情の非常に陥悪な場合は止むを得ない、こういうふうに水産庁では考えておられるのですか。

○説明員(伊東正義君) その点は、法律的に漁業法やその他で保険に加入しておらん者は出漁させんとか、或いは許可せんということは非常に無理だということを申上げたのでありますて、行政の考え方としましては、やはり成るべくそういう保険に加入して欲しいということをやはり強力に言い、乗組員側にも、これはそういう船でなければこういう結果になるのだということを、海員組合その他を通じてはつきりとして行くというような指導方針をとりたいというふうに考えます。

損害補償法関係の保険に入つていなければ、どうなものにつきましては、実はこれらからの問題としては加入を勧めて委託する。そういう法律の関係で救済してもらうということを考えておりますのでござりますが、なおその突きつめた答弁は研究した上で御答弁申上げます。

○松浦清一君 慎重に研究をされ、何とか考えておいて下さい。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございませんければ、ちょっとお伺いしますが、この抑留期間中において支払うべき一ヶ月分の給与の額というのがありますか、この第一条の目的に、漁船の乗組員が抑留された場合と、こうある場合は、抑留されておる場合を言うのですか。抑留されたら、帰つてから或いは一月なり二月なり船がない、人間だけは

船員が抑留を解かれて送還をされても、た場合に、やはりこれは事業主も迎えにも行くだろうし、その後の生活の不安というものはない。併し事業主の經營内容が貧弱で、給料を支払われておらないと、いうような者が死んで帰つたり、病氣して帰つたりしても誰も迎える者がない、こういう結果になるので、すが、例えばその他の事柄のために、例えばソ連か中共に抑留されている者が帰つて来れば、護院厅あたりが出て来て、いろいろ世話ををするわけなのであります。これは只單にその船に乗つて働いておつた者が抑留されておつたということのために、帰つて来て誰もあの面倒を見る者がない、迎えに行く者もない、というようなことは余り悲惨過ぎますから、若し特別に法律を作つて、極く僅かであろうと思いま

い、再建の見込もないという場合に
は、恐らく船主は雇用の手続をとるの
じやないかと思われる。そうした場合
に、これは失業保険というものによつ
て救済されるという途はないのです
か。

○衆議院議員(田口長治郎君) 船員法
によるいわゆる失業で、六ヵ月だけは
失業に対する保険金がもらえる。但し
船員法の適用を受ける船舶が三十トン
以上、ですから、三十トン以下、これ
は支那東海方面には少いのですが、いま
すけれども、北海道方面では三十トン
以下の船が非常に多いのですが、ます
が、この点いわゆる任意保険制度であ
りまして、保険に入つていない連中だ
けはほかに途がないということになつ
ております。

いは出漁する場合、保険に加入しないのですが、任意加入であるならば、或いは出漁する場合、保険に加入しない船は出漁させないような方法をとるわけに行かんのですか。そうじやなかつたならば、恐らく救済されないのでありますか。勝手にどん／＼行つてわけがわからなくなつてしまふ、それは何か省令でそういうようなことを考えられる手はないのですか。

○説明員（伊東正義君） それは恐らく許可とか、何らかの際にすればする事項かと思うのでありますが、まだ漁業法の建前から行きましたて、乗組員の關係も保険に入つていなければ許可せんというものは、漁業法の趣旨からいつて許可といふのは、これは私ちよつと疑問だと思います。今現に出ております法律關係ではそこまで縛つたものはございません。

のない者も、或いは一隻船主も多数船主も同一にせよということは、却つて非常に無理があると思いまして、むしろこの問題は事業主と乗組員と相談をすれば自然にきまる。ただこの法案といたしましては、その幅だけを示して置けばいいのではないか。線を引くことが非常にむずかしいし、又無理がでるこの関係からいたしまして、その関係は両者の相談で大体きめて行く、こういう考え方で第二項を置いているのでござります。

○委員長(木下辰雄君) 秋山委員の御質問は、第六条によつて六〇%以上

一〇〇%までは自由につけられる。これは船主の権利になるのだ。第八条で

月額を定める。これは当然乗組員の同意を得なければならんから、得て定めても、定めたやつの六〇%かけよう

が、一〇〇%かけようが、船主の自由である。それで船員は一〇〇%かけて申込む。それはおれのほうはで

きんのというは、正当な事由じやないかという質問のようです。

○衆議院議員(田口長治郎君) 法律といたしましては、この最低と最高だけをきめて、その間において事業主と乗組員との相談によつて給与月額をきめる、こういうような考え方をとつてゐるのでございますが、この契約金というものは、結局給与月額が基礎になつて出るのでござりますから、給与月額のきめ方によりまして、契約金六〇%と一〇〇%の間に非常に金額が違つて参りますけれども、大体の原則といたしましては、給与のすべてですかづつと出るのでござりますから、給与月額のきめ方によりまして、契約金六〇%と一〇〇%の間に非常に金額が違つて参りますけれども、大体の原則といたしましては、給与のすべてですかづつと出るのでござりますから、給与月額と、この解釈が恐らく、両方

の相談になると思ひますが、とにかくこの契約金の基礎になる給与月額、この動き方によつて、契約金額が百分の六十と称しましても非常に金額が違つて来るのをござりますが、原則として来るのをござりますが、原則としては一時的のものは除く、こういうよう

なことで両者で然るべきを頂くよりほかに、これへを給与月額とする事情が違つております。そこで主な船主、事業主と船員との間に折り合がつかないとき

に、これを裁定する方法は何もない

が、そうすると両者間で丁度労働争議みたいなことで、賃上げの闘争と同じ

支払うべき給与月額とは、これは違う

のじやないのですか。

○委員長(木下辰雄君) 今の給与月額といふ規定の、毎月となる給与月額と第八条の雇傭契約に基き抑留期間中に

支払うべき給与月額とは、これは違う

のじやないのですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) この給

題といつたしましては、この遠洋豆びき漁業の組合が各地方にあります。又一

面漁民組合その他がありますから、そ

ういういわゆる団体的の交渉で、少くとも保険をかけないで船主を出してしま

まい、こういうようなことがないよう

に適当に落ちつくのではないか、こう考

えておりますが、法律そのものはその

問題については、どのペーセントにし

るといふことは、どこにも指示してい

ないでありますから、最高と最低を

下つてはいけない、こういう幅を示し

ておるのが第六条でございまして、契

約金額と給与月額はイクオールだとい

うものではないわけでござります。

○衆議院議員(田口長治郎君) 若し第

六条の合計額ということで、いわゆる

一〇〇%の契約金ということになります

すれば、給与月額とイクオールになる

わけですが、そのイクオールまで、こ

れよりも多くなつてはいけないという

最高の線と、給与月額の百分の六十を

下つてはいけない、こういう幅を示し

ておるが第六条でございまして、契

約金額と給与月額はイクオールだとい

うものではないわけでござります。

○松浦清一君 下つてはいけない、こういう幅を示し

ておるが第六条でございまして、契

約金額と給与月額はイクオールだとい

うものではないわけでござります。

○松浦清一君 ちよつと待つて下さ

い。そうなると問題は第三条の第三項

の「この法律において「給与」とは、賃

主と乗組員との間に取り交された幾ら

支払うというその額をそのまま給

与月額とする、こういう約束を第八条

でござります。これは從来からの、從

来からこういつた危険区域に出漁する

場合に當つて特約せられる場合とござ

りますが、とにかくその実体的な雇

主と乗組員との間に取り交された幾ら

支払うというその額をそのまま給

与月額とする、こういう約束を第八条

でござります。

○松浦清一君 この点の関係をもう一

度説明をしてはつきりしでもらつたら

よいわかるのですが、契約金額と、内

訳保険金額と給与月額とどれだけ違

います。契約金額といふのは、これは

保険契約のときの給与月額でございま

す。それでその契約金額の基礎となり

ますのは、各乗組員の給与月額、この

給与月額と言いますのは、保険法上の

一つの用語でございます。各乗組員の

給与月額の満額、合計総額以上はかけられません。それから最低は、その六

〇%以下はこれもかけられません。こ

ういう意味は、契約金額は超過保険で

あつてはいけない、或いは少くともい

けない、こういうわけでござります。

○衆議院議員(田口長治郎君) 御説明申上げ

中にはこれがだけのものを払わなければな

いふことを、この間に書いてある、抑留期間

中にこれだけのものを払わなければな

いふことを、この間に書いてある、抑留期間

中に支払われる給与といふものには、

支払うべきときには、一〇〇%になるか、

或いは六〇%になるか、ここが問題

なんですか。そこで船員のほうでは成るべく一〇〇%つけてもらいたい、かけ

もらいたい、船主のほうでは成るべく一〇〇%で行きたい、掛け金も少しで済

く六〇%で行きたい、掛け金も少しで済

るべきときには、一〇〇%になるか、

或いは六〇%になるか、ここが問題

なんですか。そこで船員のほうでは成るべく一〇〇%つけてもらいたい、かけ

もらいたい、船主のほうでは成るべく一〇〇%で行きたい、掛け金も少しで済

るべきときには、一〇〇%になるか、

或いは六〇%になるか、ここが問題

なんですか。そこで船員のほうでは成るべく一〇〇%つ

分の財産というものは第一に大事であろうと思う。その船さえ保険に入らない船主があるから、いわんや抑留されるかされないかわからないものに対しまで、非常に苦しいのに保険をかけるほど……僕はそう根性が悪いつもりはない。善意に解釈していいかということだね。正当な事由をどこまでどうして誰が判定するかということが規定付けられることには……誰が判断するかということですね。二分の一以上の連署を以てというけれども、これは二分の一ないじやないかということを言つたりして、いざこざが起つたりする。これは強制保険ぢやないから、どうしても船員も船主も保険に入るまいと思えば逃げ道はあるから、正当な二分の一の連署を以ての申出があるのであれば、如何なる理由があつても入る、入れなければならんということで、正当な事由の除外例というものをここに書く必要はないかと思うのですがね。

○委員長(木下辰雄君) なお十分お互に研究をいたしまして、こういう必要があるかないかという問題について又後日御意見も御発表願いまして、本日はこの程度で散会いたしたいと思いますが、如何ですか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) それでは本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十九分散会

昭和二十七年八月十一日印刷

昭和二十七年八月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局